

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）の事業主であり、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、労働局長から承認を受けていた。
- 2 請求人は、○年○月○日、C医療機関に受診し、「急性ストレス障害（反応）、うつ状態（うつ病）、不眠症」と診断された。請求人によると、解体工事現場におけるガス管撤去工事に従事していたところ、○年○月○日に発生したガス供給不良事故（以下「本件事故」という。）の原因究明に当たり、D会社（以下「元請」という。）からの連日の聴取後、体調に異変が現れたという。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名とその発病時期について、E医師は、○年○月○日監督署受付の意見書において、請求人は○年○月○日に「急性ストレス障害（反応）、うつ状態（うつ病）」を発病したと診断している。一方、労働局地方労災医員精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日付け意見書において、E医師の同意見書及び診療録から読み取れる請求人に出現した症状を、ICD-10診断ガイドラインに照らし、○年○月中旬頃に「F43 重度ストレス反応〔重度ストレスへの反応〕および適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らして、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。
- (2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に示されている「特別な出来事」は認められない。
- (4) 請求人が、評価期間において、業務により心理的負荷があった出来事として主張しているのは、①本件事故の責任を問われ、事後対応に多大の労力を費やした。また、発病前の時点で重いペナルティを課されることが予見され、実際、資格停止処分を課されたこと、②本件事故の原因究明のための事情聴取において、元請が作業ミス責任を請求人に押し付けようとして請求人の人格を否定するような発言を行う等のひどいじめを行ったことである。

そこで、請求人が主張する各出来事について検討すると、以下のとおりである。

(5) ①の主張について

請求人は、本件事故の翌日に、午前10時から午後5時まで土砂降りの雨の中、本件事故現場での調査作業に従事しており、これは本件事故の事後対応の1つであるが、それに伴う負荷は精神的にも、肉体的にも、大きなものであった旨主張する。

この点、請求人の主張するように、雨中での作業について、一定の身体的・精神的負荷はあったものと推察されるが、請求人、F及びGの申述からはこの日の作業において、請求人が何らかの責任を問われるような事態は認められない。また、請求人は、同日午後7時から別室でH、Iとともに約2時間30分の事情聴取を受けたが、「特に強い口調で私たちのせいにはなかった。」と述べており、請求人に特段の心理的負荷があったものとは認められない。

また、請求人は、本件事故の重大性から、資格停止処分を受けることが予見されることを発病前の時点で既に認識しており、本件事故が重い心理的な負荷となっていた旨主張する。

そこで、請求人の本件事故に対する重大性の認識についてみると、請求人は、聴取書において、本件事故発生当日にガスが止まったという情報を得ており、元請だけでなく、発注者にとっても重大な事故になり、発注者からのペナルティを受けるかもしれないという認識を持っていた旨述べている。一方、請求人は、同聴取書において、〇年〇月〇日の事情聴取の途中で、元請の現場監督であるHの言っていることにつじつまが合わないことから、同人のミスだと思うようになった旨述べており、同日の時点で、本件事故が自分のミスによるものではないと確信したものと認められる。なお、結果的に、請求人は、元請の現場監督に作業をさせたとして、発注者から資格停止処分〇日間（発注者の仕事ができない期間）のペナルティを受けたものの、短期間の処分であったことから、請求人にとってはさして大きな影響とはならなかったものと考えられる。

以上の出来事を認定基準別表1の具体的出来事の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて心理的負荷の強度を評価すると、ガスが止まるというミスの程度は重いものの、当該ミスをした者は請求人ではないと考えていたこと、事後対応や

ペナルティもそれほど影響の大きかったものではなかったこと等からみて、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(6) ②の主張について

請求人は、元請の事情聴取では、元請が作業ミス of 責任を請求人に押し付けようとして、請求人の人格を否定するような発言を行う等ひどいじめ、嫌がらせを受けたことから、重い心理的負荷となった旨主張する。

そこで、元請の事情聴取の様子について、一件記録を精査したところ、請求人は、自分が作業ミスをしていない旨回答するにとどまり、元請から作業ミスの原因を追及するため本件事故発生当時の作業手順等を思い出すよう再三にわたる要請があったにもかかわらず、積極的に原因究明に参加しようとはせず、元請が、請求人が作業ミスを行ったから原因究明に消極的なのではないかとの疑念を抱き、厳しい発言で請求人を問い詰めていったという事情がうかがえる。

また、FやGの申述を個々にみていくと、請求人の態度に対し感情的になって請求人の意見に反論したとみられる部分も見受けられるが、その多くは、作業長である請求人に対して事故原因について厳しく問いただし、請求人の職責における事故に対する管理責任を問うたものであり、請求人の人格を否定する発言があったとまではいえず、元請による本件事情聴取の態様は、請求人に対する嫌がらせ、いじめを目的としていたものとは認め難い。

よって、以上の出来事について、認定基準別表1の具体的出来事の「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして評価するのが妥当であることから、これにより評価すると、元請は原因究明に消極的な請求人に対し、原因追及への協力を求めて厳しく問い詰めたものと考えられ、上述のごとく、立場や職責を超えた事後対応を行ったとまではいえないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(7) 業務以外の出来事及び請求人の側面要因については、特記すべき事項は認められない。

(8) 以上のとおり、請求人に係る本件疾病の発病前の評価期間の出来事は、業務による心理的負荷の総合評価は「中」及び「弱」が1つずつであり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認

めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。